

令和4年度

個人情報保護の運用状況報告書

(枕崎市個人情報保護制度)

枕崎市

令和5年6月

市が保有する情報の中には、個人のプライバシーに関するものも多くあります。

このような情報を適正に保護、管理するため、本市では、平成12年4月から令和5年3月まで枕崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、令和5年4月からは個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報保護制度を実施しています。

1 条例に基づく個人情報保護制度の内容

個人情報保護制度とは、市が保有している個人の情報を適正に管理する手続を定めるとともに、本人に限って情報の公開及び訂正を求める権利を保障し、また、市が保有している個人情報の管理等が適切でないと思われる場合に利用停止の請求をする権利を明らかにした制度です。

また、本市の情報公開制度で不開示としている個人に関する情報を、この制度を利用することで開示できるなど情報公開制度を補完する制度でもあります。

2 条例に基づく個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

議会、市長（水道事業及び公共下水道事業の管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者

(2) 対象となる行政文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。）で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして現在保有しているものです。

(3) 個人情報となるもの

特定の個人を識別でき、又は識別できると思われるもの及び個人識別符号（特定の個人を識別することができる文字、番号、記号その他の符号をいう。）が含まれるものをいいます。

この制度の施行日（平成12年4月1日）前に実施機関が収集した個人情報でも、実際に保有している行政文書に含まれる個人情報は、すべてこの制度の適用を受けます。

(4) 開示、訂正又は利用停止の請求ができる者の範囲

行政文書に記録されている個人に関する情報の本人（未成年者や成年被後見人である場合は、親権者や成年後見人等を含む。）である者に限って、開示、訂正又は利用停止の請求ができます。

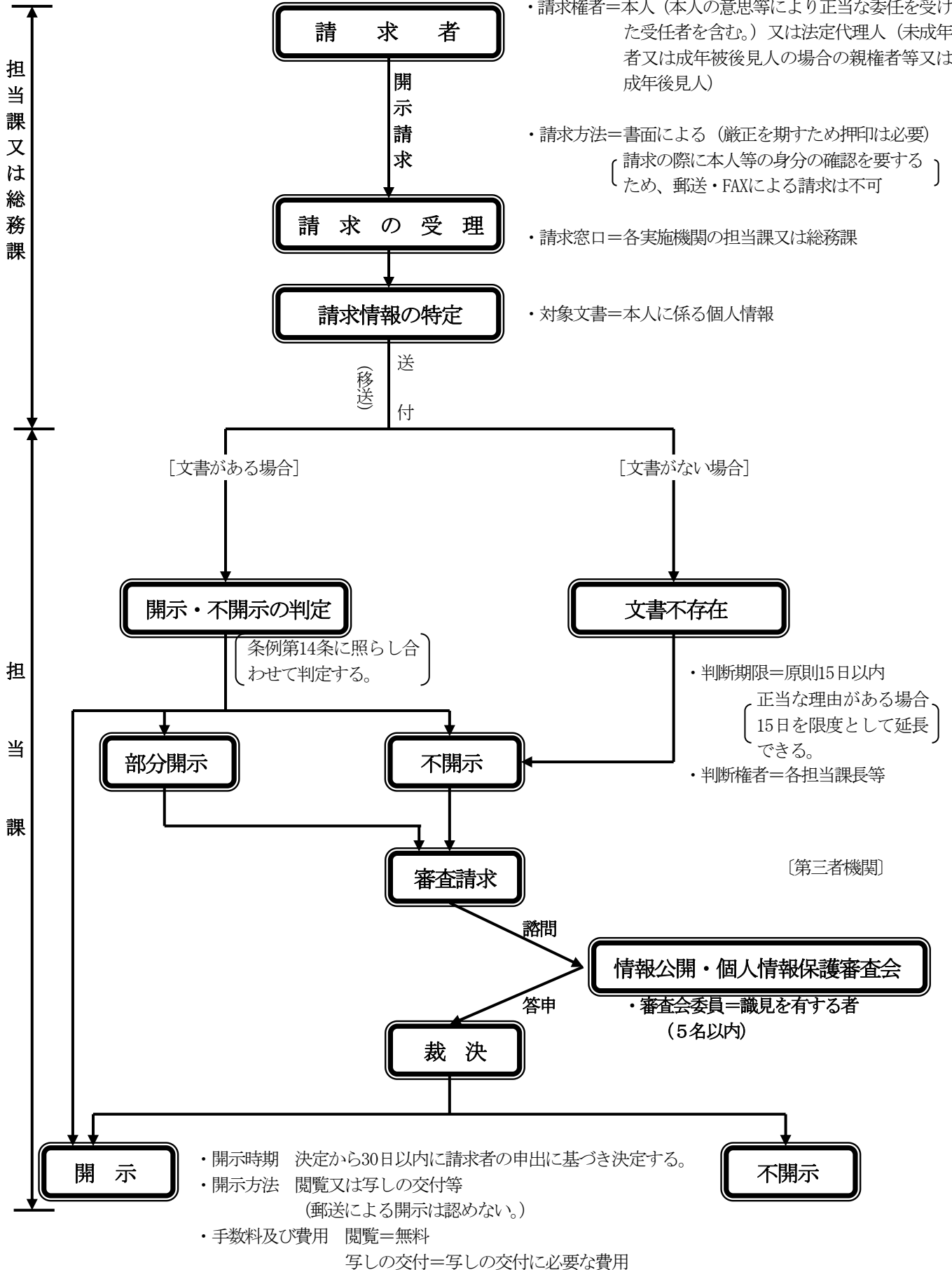
(5) 個人情報の公開手続の流れ

個人情報の公開手続の流れは、次の図のとおりです。

個人情報の公開手続の流れ

〔実施機関〕

議会、市長（水道事業及び公共下水道事業の管理者の職務を行う市長を含む。）教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者



制度の運用状況

(令和4年4月1日～
令和5年3月31日)

1 請求等の内容及び処理状況・異議申立申請件数

実施機関名	請求等の区分	個人情報の請求及び申出の内容			合計	処理状況		異議申立
		情報の開示	情報の訂正	利用停止の		決定済件数	処理中件数	
議 会		0	0	0	0	0	0	0
市 長		6	0	0	6	6	0	0
教育委員会		0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0	0	0
公平委員会		0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0
病院事業者管理		0	1	1	2	2	0	0
合 計		6	1	1	8	8	0	0

2 請求の決定件数

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

区 分	請求の決定内容										合計
	開示請求				訂 正			利用停止			
	全部開示	部分開示	不開示	不存在	全 部	一 部	不訂正	全 部	一 部	利 用 不 停 止	
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 長	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業者管理	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
合 計	2	4	0	0	0	0	1	0	0	1	8

3 担当課別決定内容内訳

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

区 分	合 計	開 示 の 請 求				訂 正 の 請 求			利 用 停 止 の 請 求		
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	全 部	一 部	不訂正	全 部	一 部	利 用 停 止
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 長 部 局	6	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0
総 務 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 調 整 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財 政 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 生 活 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 康 課	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
税 務 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 祉 課	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
農 政 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 域 包 括 ケ ア 推 進 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水 商 工 産 業 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ス ポ ー ツ ・ 文 化 振 興 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建 設 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 計 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水 道 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防 総 務 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警 防 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育 総 務 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学 校 教 育 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学 生 学 習 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給 食 セ ン タ ー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 者 管 理	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

4 個人情報開示請求等一覧表

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

受付番号	整理番号	請求年月日	請求の内容	決定内容	所管課	不開示・部分開示等の理由	備考
1	4-1	4・4・8	法律名ではない名で表記されている一切の情報の更正	不訂正	市立病院	枕崎市個人情報保護条例第29条の規定に基づき、訂正請求に理由がないと認められるため。	
2	4-2	4・4・8	法律名ではない名で表記されている一切の情報の消去	利用不停止	市立病院	枕崎市個人情報保護条例第37条の規定に基づき、利用停止請求に理由がないと認められるため。	
3	4-3	4・5・17	承諾書(委任状)	全部開示	福祉課		
4	4-4	4・7・19	〇〇〇〇に関する一切の情報 枕崎市が保有するもの全て(前回開示以降の情報)	部分開示	福祉課	枕崎市個人情報保護条例第14条第3号に規定する不開示情報(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当するため。	
5	4-5	4・7・19	〇〇〇〇に関する一切の情報 枕崎市が保有するもの全て(前回開示以降の情報)	部分開示	福祉課	枕崎市個人情報保護条例第14条第3号に規定する不開示情報(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当するため。	
6	4-6	4・10・4	2022.8.25頃枕崎市職員の〇〇〇〇職員が私に無断で行った秘密録音と関係する全ての情報の開示(個人情報以外についても)	全部開示	福祉課		
7	4-7	5・2・27	枕崎市が、障害児(者)地域療育等支援事業の一環として本人に関し作成または聴取、収集した資料・記録等一切	部分開示	福祉課	枕崎市個人情報保護条例第14条第3号に規定する不開示情報(開示請求者以外の個人に関する情報)等に該当するため。	
8	4-8	5・3・15	貴市が、障害児(者)地域療育等支援事業の一環として本人に関し作成又は聴取・収集した資料・記録等一切(〇〇〇健診の結果、親子教室において言語聴覚士、作業療法士が作成した資料(子に関するもの)、父母と保健師、専門職とで行った会議録等の一切)	部分開示	健康課	枕崎市個人情報保護条例第14条第3号に規定する不開示情報(開示請求者以外の個人に関する情報)に該当するため。	

5 個人情報保護審議会の審議内容

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

整理 番号	区 分	審議会に付する個人情報の内容等			審議依頼 申請課名	個人情報 保有課	審議会		
		審議に付する理由【事業名】	個人情報の名称及び内容	個人情報の取扱内容			開催年月	通知年月	通知内容
1	個人情報の 保護に関する 法律等の改 正に伴う令和 5年度以後の 本市の個人 情報保護制 度について	—	—	—	総務課	—	R5.2.13	R5.2.3	了承